主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

原審の認定した事実関係によれば、本件賃貸借が一時使用のためにするものであると判示した原判旨は首肯するに足る。論旨は、違憲をいう点もあるが、所論は結局右原判示を争い、事実誤認若しくはそれを前提とする単なる法令違反を主張するに帰着し、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	ŝΤ	俊	郎